

令和6年3月25日

福岡県遠賀郡芦屋町長 波多野 茂丸

令和6・7年度 建設工事、下水道管更生工事、測量・建設コンサルタント等の
一般（指名）競争入札等参加資格審査申請要領

令和6・7年度に芦屋町が発注する建設工事、下水道管更生工事、測量・建設コンサルタント等の一般（指名）競争入札等参加資格審査申請の受付を次のとおり行いますので、指定の様式にしたがって必要な申請書類を作成し、申請してください。原則、競争参加資格申請受付システム（以下「システム」という。）によるインターネット申請といたします。

下水道管更生工事の受付は、建設工事の土木一式工事として行うことになりましたので、この要領をよく読み申請してください。

1 受付期間

令和6年3月25日から令和6年4月26日まで。

2 システム利用時間

平日の午前8時30分から午後9時まで。（※土・日・祝は利用できません。）

3 申請方法

3-1 システム

原則、システムにより受付いたします。システムには、申請情報の登録および申請書類をデータファイル化したものを添付してください。

※申請する業種区分ごとにユーザ登録が必要です。そのため、「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」で登録する場合、2ユーザの登録が必要となります。

※申請書類はシステム上にアップロードして提出することになるため、郵送の必要はありません。

※PDF、Word、Excel、画像データをアップロードできます。

※1ファイルの最大容量は5MBですが、容量を超えるため添付できない場合は、システムの添付ファイルの項目「その他1」から「その他6」に分割して添付してください。その場合、分割ファイルであることが分かるようにファイル名をつけてください。それでもなお、添付できない場合はその書類のみ郵送してください。

※実印等の押印が必要な書類は、押印したものをデータ化して添付してください。

※添付するデータのファイル名称は記載例のとおり「会社名_提出書類名」と設定してください。ファイル名称に「株」や「①」などの環境依存文字は使用できません。

（例）・「〇〇建設 株式会社_委任状」

・「〇〇建設 株式会社_使用印鑑届」

※提出が完了したら申請完了通知が、システム入力項目の「申請担当者メールアドレス」宛てに送信されます。本通知が届いていない場合、申請が完了していませんのでご注意ください。

3-2 書面

システムによる申請の環境が整っていない事業者に限り、書面での申請を受付いたします。その場合は、必ず発送日のわかる方法で郵送してください。

受付期限は令和6年4月26日（消印有効）といたします。消印がなく期限内に到着しなかったものは無効とします。

※書類を郵送する場合は、次の方法で提出してください。

- ・郵便局による一般書留、簡易書留、レターパックプラス
- ・総務省の認可を受けた民間事業者が行う書留サービスが付加された信書便、その他配達記録が残る信書便

※書類の到達確認はお断りします。ハガキ等が同封されていても返送いたしませんので、予めご了承ください。

※当町にて郵送事故等による書類不着の責任は負いません。

※封筒の表に朱書きで「一般（指名）競争入札等参加資格審査申請書在中」と明記してください。

- (注) 1 一般（指名）競争入札等参加資格審査申請書（以下申請書という。）は、芦屋町独自様式です。
- 2 提出書類に不備がある場合は、受付を行いません。
- 3 申請要領及び様式は、芦屋町ホームページからダウンロードしてください。

4 資格の有効期間

令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2ヶ年。有効期間内の追加、補充受付等はありません。

申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに芦屋町独自様式（芦屋町ホームページにてダウンロード可）の変更届及び関係書類を書面にて提出してください。なお、令和6年8月以降については、システムにより変更届を受理する予定です。システムによる提出が可能となりましたら、芦屋町ホームページに掲載いたします。

5 対象者

- (1) 建設工事業者（下水道管更生工事を含む）
- (2) 測量業者、建設コンサルタント業者、その他調査業務業者

6 申請者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の定めに該当しない者。
- (2) 国税・地方税に未納・滞納がない者。
- (3) 経営状態が著しく不健全でない者。
- (4) 建設業法に定める建設工事を申請する者は、同法に定める許可を受け、同法に定める経営事項審査を受けている者で、申請時に、建設業の許可を証明できるもの、及び経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が提出できる者。
- (5) 下水道管更生工事を申請する者は、建設業法に定める土木一式工事の許可を受け、同法に定める経営事項審査を受けている者で、申請時に、建設業の許可を証明できるもの、及び経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が提出できる者でなければ、申請することができない。
- (6) 測量法、建築士法、計量法等、法に定める登録を受けている者。
- (7) 建設コンサルタント登録規定、補償コンサルタント登録規定、地質調査業者登録規定等、登録規定に定める登録を受けている者。

- (8) 許可、登録等を要しないコンサルタント業者。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でない者。

7 提出書類

7-1 建設工事の部

- (1) 申請書。（第1号様式・第1号様式の2）書面申請の場合のみ。
- (2) 委任状。支店・営業所等に委任している場合のみ。（任意様式）
- (3) 使用印鑑届。（第2号様式）
使用印鑑は、本町との取引に使用する印鑑を届けてください。
- (4) 実印の印鑑証明書。
申請者が法人の場合は法人の印鑑証明書。個人の場合は個人の印鑑証明書。
- (5) 建設業の許可通知書。
- (6) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書。
次のすべてを満たす総合評定値通知書が必要です。
 - ① 令和4年12月1日以降の審査を受けたものであること。
 - ② 資格申請日時点で最新のものであること。
 - ③ 資格申請日時点で有効であること。
- (7) 営業所一覧表。（第3号様式）
- (8) 工事経歴書。（第4号様式）
- (9) 登記簿謄本。法人の場合のみ提出してください。
- (10) 民事処分の有無に関する証明。
申請者が個人で、本籍地の市町村長が「禁治産・準禁治産・破産の宣告等の有無について」証明するもの。法人は不要です。
- (11) 納税証明書。
 - ① 国税・都道府県税・市町村税に未納、滞納がないことが証明できるもの。
 - ② 委任・受任行為がある場合は、本店、支店・営業所等の納税証明が必要です。
 - ③ 別表1を参考にしてください。
- (12) 機械器具調書（第5号様式）。下水道管更生工事を申請する者のみ。
- (13) 下水道管更生工事責任技術者届（第6号様式）。下水道管更生工事を申請する者のみ。
- (14) 芦屋町内業者認定申請書及び証明資料（専任技術者証明書、使用人一覧表等）。町内業者の認定を受けたい者のみ。※詳細は「10 町内業者の認定基準について」を参照。
- (15) 提出書類チェックリスト。
 - ※ 第2・3・4号様式は、任意様式で作成したものでも、芦屋町の指定項目が記載してあれば使用可です。
 - ※ 書面で提出する場合、押印が必要である（1）～（3）は、原本を提出してください。それ以外のものは、写し可です。

7-2 測量・建設コンサルタント等の部

- (1) 申請書。（第1号様式・第1号様式の2）書面申請の場合のみ。
- (2) 委任状。支店・営業所等に委任している場合のみ。（任意様式）
- (3) 使用印鑑届。（第2号様式）
使用印鑑は、本町との取引に使用する印鑑を届けてください。
- (4) 実印の印鑑証明書。

申請者が法人の場合は法人の印鑑証明書。個人の場合は個人の印鑑証明書。

- (5) 申請業務の登録をしていることが証明できるもの。
申請を希望する業務以外でも、登録をしていれば添付してください。
- (6) 営業所一覧表。(第3号様式)
- (7) 測量等実績調書。希望業種以外でも、経歴があれば添付してください。(第4号様式)
- (8) 技術者経歴書。(第5号様式)
- (9) 経営規模総括表。(第6号様式・第6号様式の2)
- (10) 財務諸表。直近2ケ年分。
- (11) 登記簿謄本。法人の場合のみ提出してください。
- (12) 民事処分の有無に関する証明。
申請者が個人で、本籍地の市町村長が「禁治産・準禁治産・破産の宣告等の有無について」証明するもの。法人は不要です。
- (13) 納税証明書。
① 国税・都道府県税・市町村税に未納、滞納がないことが証明できるもの。
② 委任・受任行為がある場合は、本店、支店・営業所等の納税証明が必要です。
③ 別表1を参考にしてください。
- (14) 芦屋町内業者認定申請書及び証明資料(技術者証明書、使用人一覧表等)。町内業者の認定を受けたい者のみ。※詳細は「10 町内業者の認定基準について」を参照。
- (15) 提出書類チェックリスト。
※ 第2・3・4・5号様式は、任意様式で作成したものでも、芦屋町の指定項目が記載してあれば使用可です。
※ 書面で提出する場合、押印が必要である(1)～(3)は、原本を提出してください。それ以外のものは、写し可です。

別表1

	法 人		個 人
	本 社 等	支 店 等	
国 税	法人税・消費税及び地方消費税に未納・滞納がないことが証明できるもの。		所得税・消費税及び地方消費税に未納・滞納がないことが証明できるもの。
都道府県税	法人税・事業税に未納・滞納がないことが証明できるもの。 または、県税に未納・滞納がないことが証明できるもの。	左記に同じ	都道府県民税に未納・滞納がないことが証明できるもの。 または、県税に未納・滞納がないことが証明できるもの。
市町村税	法人税に未納・滞納がないことが証明できるもの。 または、市町村税に未納・滞納がないことが証明できるもの。	左記に同じ	市町村民税に未納・滞納がないことが証明できるもの。 または、市町村税に未納・滞納がないことが証明できるもの。

8 会社更生法、民事再生法適用の業者について

上記で指定する書類の他、裁判所の決定通知書等(写し可)を提出してください。

9 注意事項

(1) 社会保険等の加入を入札参加要件としています。社会保険等に未加入の場合は、申請す

ることができません。社会保険等の加入状況は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のその他の審査項目（社会性等）によって確認します。雇用保険加入、健康保険加入、厚生年金加入に一つでも無の表記がある場合には社会保険等未加入業者となります。

なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書発行後に社会保険等に加入した場合には、保険の加入が証明できる書類（保険料の領収証又は納入証明書など：写し可）の提出をお願いします。

また、社会保険等の適用除外とされている者については加入しているものとして取り扱います。（その他審査項目（社会性等）欄に除外と表記されている場合）

- (2) 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の申請業種は3業種を限度としますので、申請は希望の順位で記入してください。下水道管更生工事の登録を希望する場合、第1希望業種から第3希望業種までのいずれかで「土木一式工事」を選択する必要があります。また、TV調査については建設コンサルタント（土木）の下水道で申請を行ってください。
- (3) 申請書類提出後、記載事項の審査を行いますので、楷書で正確に記入してください。ゴム印を使用できる個所は、使用可です。
- (4) 各種証明書は発行機関の様式とし、令和6年1月1日以降の日付のものを使用してください。
- (5) 書面で申請する場合、提出書類は、建設工事、測量・建設コンサルタント等ともに（1）から（15）までの順にクリアファイルに入れ、提出してください。
- (6) 申請後は、希望順位、申請業種等、指名基準に該当する項目の変更はできません。申請業務を委託している場合は、申請内容を確認し提出させてください。
- (7) 様式が不足する場合は、複写して使用してください。
- (8) 指定した書類以外（余分な書類資料等）は添付しないでください。
- (9) 有資格者名簿は、芦屋町ホームページで公開しますので、ご承知置きください。
- (10) 入札参加資格を認定されても、必ずしも指名があるとは限りません。
- (11) 一般（指名）競争入札等参加資格の認定については、令和6年7月に芦屋町ホームページで公開する有資格者名簿にて確認してください。
- (12) 虚偽の申請をした場合は、登録資格を取り消します。
- (13) 福岡県暴力団排除条例に基づき、県警からの照会により申請書類を提出する場合がありますので、ご承知置きください。

10 町内業者の認定基準について

※過去に認定を受けている者も申請が必要となります。

- (1) 町内業者としての取り扱いについては、芦屋町ホームページに掲載している芦屋町指名基準第5条を参照してください。
- (2) 町内業者の認定については、芦屋町指名基準第5条の規定に基づき本社、支店、営業所を開設し、令和6年11月30日までに芦屋町に対して届出があった者は、町内業者として認定します。それ以降は認定をしません。ただし、今回申請者に限ります。今回、申請していない者は、この対象外とします。
(例) 今回申請した者が、その後芦屋町内に、芦屋町指名基準第5条に適合している支店、営業所を開設し、そのことを令和6年11月30日までに芦屋町に対して届け出た場合は、書類審査と現地調査を行い、基準を満たしていれば町内業者として認定します。
- (3) 町内業者の認定を受けたい者は、下記の資料を添付してください。

1 町内営業所の位置図

位置図は営業所の所在地を赤色でマークし、大きさはA4又はA3サイズとしてください。

2 町内営業所の写真

写真は営業所内外の状況がわかる写真とし、営業所がビルの一面に入居している場合は、ビルの全景、入口の看板等、営業所の状況等がわかる写真を、A4判の用紙に貼付けてください。

※撮影後3カ月以内のものを添付してください。

3 芦屋町内に開設した本社、支店、営業所が、建設業法に適合したものであることが証明できる下記の資料を添付してください。

① 建設業許可申請時に添付した営業所一覧表

② 専任技術者証明書

③ 建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表

④ 経営事項審査に係る申請書の技術職員名簿（別表）の申請者控えの写し

※ 測量・建設コンサルタント等の場合、提出不要です。

(4) 5月下旬から6月中旬に現地調査を行います。現地調査では、机、椅子、トイレ、パソコン等の書類作成用機器、電話等の確認を行います。実態のないものについては町内業者としての認定を取り消します。一度認定を取り消された者は、令和8年7月31日まで再度の認定は行わないものとします。なお、現地調査に対する事前連絡は行いませんのでご了承ください。

(5) 今回の申請で町内業者の認定を受けたい者は、芦屋町内業者認定申請書を提出してください。

11 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出について

令和6年度以降、芦屋町は一般財団法人建設業技術者センターと契約し、経営事項審査情報のデータを提供していただく予定です。そのため、本申請後以降に更新した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の提出は不要となりますので、ご注意ください。

12 電子入札の実施について

令和6年8月以降より、芦屋町が実施する「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」の入札において、電子入札対応可能案件から順次電子入札を実施予定です。

「電子入札システムユーザID」、「電子入札システムパスワード」は、電子入札システムの利用者登録の際に必要な項目となりますので、入力間違い・紛失・漏洩にご注意ください。

13 問い合わせ及び郵送先

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

芦屋町役場 財政課 契約管財係

電話番号 093-223-3576